総社市学校給食費の管理に関する条例をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第26号

総社市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総社市立学校条例(平成17年総社市条例第98号)に規定する学校において、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
 - (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
 - (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。) その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食費の徴収)

第3条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

- 第4条 学校給食費の1食当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 小学校に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 260円
- (2) 中学校に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 300円
- 2 前項の規定にかかわらず、児童生徒等が、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食の全部若しくは一部を受けることができない場合における学校給食費の1食当たりの額は、規則で定める額とする。
- 3 学校給食費負担者(臨時に学校給食の提供を受けようとする者(以下「臨時喫食者」という。)を 除く。)が一の年度に納付すべき学校給食費の額(以下「年間納付額」という。)は,第1項各号に 定める額に,当該年度の学校給食実施回数を乗じて得た額とする。
- 4 臨時喫食者の学校給食費の額は、第1項各号に定める額に、学校給食の提供を受けた食数を乗じて 得た額とする。

(学校給食費の納期等)

- 第5条 学校給食費の納期及び納期限は、別表のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、納期限を別に定めることができる。
- 3 学校給食費は、口座振替その他市長が適当と認める方法により納付するものとする。 (学校給食費の納付額)
- 第6条 学校給食費の各期別の納付額は、第1期から第10期までの各期別にあっては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、第11期にあっては、年間納付額から第1期から第10期までの期別において納付すべき額の合計額を減じて得た額とする。
 - (1) 小学校に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 4,500円
- (2) 中学校に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 5,000円
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、納付額を別に定めることができる。 (学校給食費の還付充当)
- 第7条 市長は、納付された学校給食費に過誤納がある場合は、当該過誤納の額を学校給食費負担者に 還付するものとする。ただし、当該学校給食費負担者に未納の学校給食費がある場合は、当該過誤納 となった額を未納の学校給食費に充当することができる。

(学校給食費の督促等)

第8条 納期限までに学校給食費が納付されない場合における督促手数料及び延滞金の徴収については、総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例(平成17年総社市条例第60号)に定めるところによる。

(学校給食費の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、 又は免除することができる。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

納期	納期限
第1期	5月末日
第2期	6月末日
第3期	7月末日
第4期	8月末日
第5期	9月末日
第6期	10 月末日
第7期	11 月末日
第8期	12月25日
第9期	1月末日
第 10 期	2月末日
第 11 期	3月末日